

# 滋賀県協同農業普及事業の実施に関する方針(概要)

平成23年3月制定

## 第1 基本的な考え方

- 「しがの農業・水産業新戦略プラン」の実現のため普及事業を実施
- 普及指導員はスペシャリスト機能及びコーディネート機能を発揮し普及活動を展開

## 第2 普及指導活動の基本的な課題

- 以下の課題に、国の施策の方向を踏まえるとともに県プランの実現を目指し取り組む
  - ①担い手等に対する技術の改善および経営の発展に向けた支援  
＜認定農業者、集落営農、法人、新規就農者の育成・確保、6次産業化支援等＞
  - ②活力ある水田農業の展開と需要に応える園芸作物等の生産・流通の取組に対する支援  
＜米麦大豆のニーズに応じた生産流通、飼料用米等による自給率向上、水田野菜等の生産拡大、ブランド力の向上＞
  - ③安全な農産物の生産および環境と調和のとれた農業生産の取組に対する支援  
＜資材の適正利用およびリスク管理、こだわり農産物生産、農業生産工程管理（GAP）、温暖化対策技術、有機農業＞
  - ④魅力ある農業・農村の創造に向けた取組に対する支援  
＜地産地消、農業者と消費者の情報交換、食育推進、獣害対策等＞

## 第3 普及指導員の配置

- 農業技術振興センター企画情報部および農業農村振興事務所農産普及課、農業大学校に普及指導員を適正に配置
- 普及指導員資格の取得推進のため課題解決能力等の習得を図る

## 第4 普及指導員の資質向上

- 業務を通じた自己研鑽を基本とし、国が実施する研修を活用しながら経験年数並びに技術および知識の習得状況に応じて計画的・体系的な研修を実施

## 第5 普及指導活動の方法

- 普及指導活動課題の重点化と関係機関との連携確保
- 農業技術振興センター企画情報部等の職務を明記
- 税務、マーケティング等の民間専門家が存在する分野については、民間専門家を積極的に活用

## 第6 その他

- 都道府県間の連携に当たり、全国的な課題について都道府県間の情報の共有に努め技術協力等を行う。